イギリスにおける法人処罰立法の動向
――理論モデルの分析と整理――

星　　彪　雅

一　はじめに――本稿の目的
二　代位責任モデルと同一視モデル
　㈠　代位責任モデル
　㈡　同一視モデル
三　立法上の新たな帰責原理――重過失による故殺モデルと防止過怠モデル
　㈠　重過失による故殺モデル――2007年法人故殺罪・殺人罪法
　㈡　2010年賄賂法
　㈢　2017年刑事財政法
四　近時の動向――防止過怠モデルと同一視モデルの拡大？
　㈠　経済犯罪対策の要請の高まり
　㈡　2022年オプションペーパー
　㈢　2023年経済犯罪及び企業透明性法
　㈣　2026年犯罪及び警察法250条
　㈤　2023年法および2026年法250条に対する学説上の評価
五　結びにかえて

一　はじめに――本稿の目的

法人処罰という観点から、日本の刑法体系を眺めるとき、法人処罰規定は特別刑法上において、自然人行為者と事業主の両者の処罰を定める両罰規定という形で存在[1]し、法人のみを処罰対象とする規定[2]は存在しないことが分かる。ここで、法人の活動に起因する法益侵害結果の発生への対

1）　たとえば、独占禁止法95条、廃棄物処理法32条等が挙げられる。
2）　以下では、このような規定を含む立法のことを「法人処罰立法」とする。

応という点からは、昨今の企業活動の大規模化に伴い、法益侵害結果の大規模化、組織構造の複雑化によって行為者の特定が困難になることが懸念されているところ、自然人処罰を前提とする現行の刑法体系では十分に対応できない事例が今後さらに発生することも想定される。日本でも以前から、特に業務上過失致死傷罪[3]について、法人のみを刑事罰の対象とする規定を創設することの是非について議論[4]が存在するものの、そのような規定の創設は未だ実現していないのが現状である。

一方で、諸外国の動向に目を向けると、特にイギリスにおいて、2007年から2026年現在に至るまで、法人処罰立法が制定法として成立していることが目を引く。イギリスにおいては、従前まで「代位責任モデル」と「同一視モデル」の 2 つの理論モデルを法人に対する刑事責任の帰属に利用してきた。しかし、特に同一視モデルにおいてその欠陥が露呈したために、2007年には「重過失による故殺モデル」、2010年、2017年および2023年には「防止過怠モデル」という、新たな理論モデルが制定法上の帰責原理として用意された。もっとも、同一視モデルが帰責原理としての役割を終えた訳ではなく、2023年および2026年の立法においては、修正を加えた上で、制定法における同一視モデルの適用範囲を拡大させるかのような動きが見られる。つまり、現在のイギリスの法人処罰立法は、 5 つの理論モデルを犯罪類型ごとに使い分けるという形態をとっているのである。

本稿の目的は、日本における法人処罰立法を本格的に議論する準備段階として、法人処罰立法を既に達成したイギリスについて、5 つの帰責原理、各立法に至るまでの経緯、規定の内容、および学説の状況の整理を通じ、

3)　自然人処罰を前提とする対応の限界の露呈が指摘される事例として、最決平成29年 6 月12日刑集71巻 5 号315頁〔JR福知山線脱線事故〕等。

4)　日本における法人処罰立法の試案につき、宇津呂英雄「法人処罰のあり方」石原一彦ほか編『現代刑罰法大系第 1 巻　現代社会における刑罰の理論』（日本評論社、1984年）183頁、川崎友巳『企業の刑事責任』（成文堂、2004年）487-488頁、仲道祐樹「JR西日本福知山線事故と法人処罰」法セ769号（2019年）33-34頁等。

法人処罰の現状を明らかにすることにある。まず論を進めるにあたり、混乱を避けるために、5つの帰責原理のうち、従前から存在する代位責任モデルと同一視モデルについて概略を示す。そして、2007年から2026年現在に至るまでの各立法について、立法に至るまでの経緯とその背景、具体的な規定内容、適用事例、学説の反応を整理する。この部分で、制定法上の帰責原理として設けられた重過失による故殺モデルおよび防止過怠モデルにつき、対応する制定法と併せて説明を加える。さらに、同一視モデルの修正および拡大、ならびに防止過怠モデルに基づく立法の姿勢につながったと考えられる文書についても内容を分析する。最後に、イギリスの法人処罰をめぐる現状について再度概括した上で、日本に対する示唆についても若干ながら付言したのち、今後の展望を示すこととする。

二　代位責任モデルと同一視モデル

先にも述べたとおり、イギリスにおいては、法人への刑事責任の帰属原理として代位責任モデルと同一視モデルの2つの帰責原理が犯罪類型ごとに使い分けられていたところ、同一視モデルの欠陥が露呈したことを受けて、同一視モデルが適用される犯罪類型において新たに重過失による故殺モデル、防止過怠モデルが制定法上の帰責原理として設けられたという経緯がある。本章ではまず、従前から存在しており、重大な故殺モデルおよび防止過怠モデルを設ける際の基礎となったと考えられる代位責任モデルおよび同一視モデルについて、その内容を整理する。

㈠　代位責任モデル

代位責任モデルは、民事法上の不法行為法領域において、18世紀以来判例法理として確立してきた代位責任（vicarious liability）の概念[5)]を刑事

5）　*See* Amanda Pinto & Martin Evans, *Corporate Criminal Liability* (4th ed.) (2021) at 17-18. かつては、雇用主の代位責任を認めるにあたり、従業者が雇用主によって与えられた権限内で不法行為に及んだか否かという形式的な基準によって判断されていたが、21世紀に入ってからは、雇用主の責任を認めるに

法上に援用[6]し、従業者によってなされた職務権限内かつ法人に利益を与える行為の責任を法人に課すという理論モデルである（図１）。対象となる犯罪には、行政取締目的で制定された犯罪や、成立にあたってメンズ・レア（mens rea）を必要としない厳格責任（strict liability）犯罪[7]が含まれる。

代位責任モデルの理解において注意すべき点は、特に適用対象となる犯罪につき、行政取締目的で制定された犯罪ならば、それがメンズ・レアを要求する犯罪であっても、本理論モデルが適用される可能性があるという点である。本理論モデルが判例上、明確に採用されたのは、19世紀半ば[8]であり、その当時は厳格責任犯罪のみを対象に本理論モデルが適用された。しかし、20世紀に入ると、成立に際してメンズ・レアを要求する犯罪につき、立法の趣旨に鑑みて、立法者が従業者の違法な行為の責任を雇用主に負わせることを意図していると判断される場合には、代位責任モデルに基づいて雇用主の刑事責任を認めるとした事例[9]が現れ、本理論モデルの適用範囲がメンズ・レアを要求する犯罪にまで拡大された。

代位責任モデルの特徴は、行為さえ条件を満たしていれば、その行為に及んだ従業者の身分によらず、法人への刑事責任の帰属が可能になるという点にある。しかしながら、本理論モデルは、従業者の行為に伴う責任を、

十分な、雇用主と行為との間の「密接な関連性」の有無という実質的な判断基準へと変化している。*See also* e. g. *Lloyd v Grace, Smith & Co* [1912] AC 716 HL; *Lister v Hesley Hall* [2001] UKHL 22; *Various Claimants v Catholic Welfare Society* [2012] UKSC 56.

6）　刑事法の領域では当初、適用を否定されていた。*See* R v Huggins（1730）2 Stra 883.

7）　Jonathan Herring, *Criminal Law Text, Cases and Materials*（9th ed.）[2019] at 769.

8）　*Queen v Great North of England Railway Co.* [1846] 9 QB 315. 当時において、法人の刑事責任を認める領域の限界として、メンズ・レアの要否という基準を設定した判例としても知られる。

9）　*Mousell Brothers Limited v London and Northwestern Railway Co.* [1917] 2 KB 836. 同じ趣旨を示すと思われる他の事例として、*Allen v Whitehead* [1930] 1 KB 211; *Tesco Stores Ltd v Brent London Borough Council* [1993] 2 All ER 718.

法人が「代わり」に負うという形態であるため、個人責任を原則とし、有責性に焦点を当てる刑事法とは相容れない[10]という批判が向けられる。

法律委員会（Law Commission）もこの点についての批判を向けており、従業者の行為につき、法人側が考慮ないし認識することが難しかったにもかかわらず、その行為の責任を法人に負わせることは不当かつ不均衡な結果をもたらす可能性があると指摘[11]している。さらに、民事法上の責任は当事者間におけるリスクの分配と損害の賠償を目的とするものである一方で、刑事法の責任は社会的非難を伴う有責性（culpability）に焦点を当てるものであるという点で異なっており[12]、さらに、民法上の代位責任の認定基準が、刑事法における有責性の判断に用いる上では過度に広範であることを指摘した上で、法人への刑事責任の帰属原理としては、後述する同一視モデルには劣後するものである[13]としている。

㈡　同一視モデル

同一視モデル（identification doctrine）は、法人内の自然人の行為を、法人自身による行為とみなす、すなわち、「同一視」しようとする理論モデルであり（図２）、代位責任モデルの適用対象となるものを除いた、他のメンズ・レアを要求される犯罪を対象に適用される。本モデルによれば、法人は、法人自身の行為について責任を負うことになる。この点で、従業者の行為の責任のみを法人に帰属させようとする代位責任モデルと異なる。もっとも、法人内のすべての自然人の行為を法人の行為とみなすことは妥当しない場合[14]もあるから、その行為を法人の行為と同一視することので

10）　*See Serious Fraud Office v Barclays Bank plc* [2018] EWHC 3055 (QB), [2020] 1 Cr App R 28, at [67].

11）　*See* Law Commission, *Consultation Paper No. 195* (2010), para 1-89.

12）　Law Commission, *Corporate Criminal Liability: an options paper* (2022), para 5.33.

13）　*Id.* para 5.53.

14）　たとえば、工場の末端作業員による機械の単純な操作ミスを、工場を運営する法人の行為とみなすことには無理があるだろう。

きる自然人の基準が重要[15]となる。

同一視モデルに依拠したと考えられる判例は20世紀初頭から見られる[16]ところ、判例法理上は、行為者である自然人が、法人を「管理または運営する精神と意思（directing mind and will）」を有する場合に、その自然人の行為を法人の行為をみなしている。その有無を同一視できる自然人の基準として明確に採用[17]したのが1972年のテスコ・スーパーマーケット社ケース[18]である。本事例においては、法人を管理または運営する意思を有する自然人の例として、取締役会（board of directors）の構成員や代表取締役（managing director）等が示された[19]。それ以来、メンズ・レアを要する犯罪については、同一視モデルに基づいて法人に刑事責任が帰属される[20]ようになり、法人への刑事責任の帰属モデルとして確立した。

しかし、1980年代に入ると、特に大規模な法人において、末端の従業者に権限が委任されていたために法人の刑事責任を問うことができなかった事例が登場するなど、同一視モデルの限界が顕在化[21]した。さらに、同一視することのできる自然人の範囲については、統一的な基準が存在して

15）　*See* e. g. David Ormerods et al., *Smith, Hogan, & Ormerod's Criminal Law*（17th ed.）（2024）, at 267.

16）　*Lennard's Carrying Co. v Asiatic Petroleum Co.*［1915］AC 705; *DPP v Kent and Sussex Contractors*［1944］KB 146; *R v ICR Haulage*［1944］KB 551; *Moore v I Bresler Ltd.*［1944］2 All E. R. 515.

17）　*Id.*［1915］AC 705. この事例において、「管理または運営する精神と意思」という概念がはじめて持ち出された。

18）　*Tesco Supermarkets Ltd. v Nattrass*［1972］AC 153.

19）　*Id.* at 171, per Lord Reid; *cf.* at 187, per Viscount Dilhorne. ディルホーン子爵の意見は、「会社の業務またはその一部を実際に支配しており、かつ、その職務の遂行方法について、社内の他の者からの命令下にあるという意味で、その者に責任を負わない者」という内容であり、より実質的に基準を示したものと思われる。

20）　小規模な法人の刑事責任を認めた事例の代表例として、*R v Kite OLL Ltd.*［1996］2 Cr App R（S）295. また、末端に近い責任者による記録の改ざん行為につき、法人の行為と同一視することができないとした事例として、*R v St Regis Paper Company Ltd*［2011］EWCA Crim 2527.

21）　詳細については後述する。

図１　代位責任モデルのイメージ

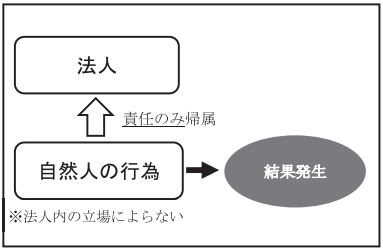
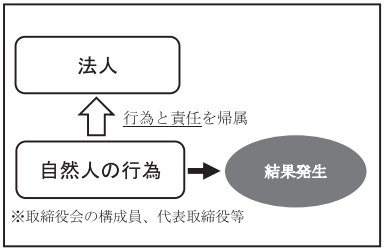


図２　同一視モデルのイメージ



おらず、事例の集積に委ねられる形となっており、不明瞭な点が残るともされる。また、2018年のバークレイズ銀行ケース[22]においては、自然人に法人を「管理または運営する精神と意思」を認めるためには、当該自然人が取締役会等の指示によらず行動、決定できる「完全な裁量（full discretion）」を有している必要があると指摘[23]されるなど、同一視モデルはその適用可能性が大幅に狭められているかのような様相を呈している。法律委員会もこの点を認識しており、イギリスにおける、法人への刑事責任帰属の原則的な原理と据えつつ、改善を加えるべきことも併せて指摘[24]している。

三　立法上の新たな帰責原理――重過失による故殺モデルと防止過怠モデル

同一視モデルはイギリスにおける法人への刑事責任の帰属原理として主要な地位を占めるに至ったが、先に述べた通り、1980年代以降、同一視モデルは大きな動揺に見舞われることとなった。重過失による故殺モデル

22）　*supra* note 10. 本事例では、取締役会等の権限が大きかった点や、経営幹部らが取締役会等を欺罔していたこと等も考慮された上で、同一視モデルに基づく法人への刑事責任の帰属が否定された。

23）　*Id.* at [119].

24）　*supra* note 12, paras 4.76-78.

および防止過怠モデルといった新たな理論モデルは、そうした動揺への対応として制定された立法に読み込まれている。では、同一視モデルは一体どのような動揺に見舞われたのか、そして、重過失による故殺モデルおよび防止過怠モデルとはどのような理論モデルであるのか。本章では、同一視モデルの動揺の内実を、立法の経緯と併せて明らかにするとともに、それぞれの立法の内容ならびに重過失による故殺モデルおよび防止過怠モデルがどのような理論モデルであるのかを分析する。

㈠　重過失による故殺モデル――2007年法人故殺罪・殺人罪法

1　立法までの経緯

同一視モデルの限界は、下位の従業者に裁量や権限が付与されている場合や、複数のミスが重畳的に作用して結果を発生させている場合、すなわち、その行為を法人の行為とみなすことのできる自然人が存在しない、ないし法人の行為とみなすことが難しい場合に生じるとされる[25]。ところ、1987年に発生したフェリー沈没事故に際して、運行会社の取締役等の重大な過失の存在が立証されず、法人の刑事責任を問うことができなかった[26]ことを契機として、その限界が現実的なものとして認識されるようになった。その後も、多数の死傷者を発生させていながらも、法人の刑事責任を問うことができない事例が続発し、批判が集まった[27]。

25）　イギリスにおける同一視モデルの限界について、川崎友巳「21世紀イギリスの法人処罰に関する一考察――法人故殺罪による組織モデルの導入を中心に――」（成文堂、2022）高橋則夫古稀『高橋則夫先生古稀祝賀論文集［上巻］』161-163頁等。

26）　*P & O European Ferries Ltd.*（1990）93 Cr App R 72,［1991］Crim LR 695. 本事例においては、実際の運航に携わっていた船員らについても処罰されておらず、「結果発生について誰も責任を負わない」ような様相を呈したことも、注目を集めた要因と考えられる。

27）　The Independent, *Dozens of firms 'escape from corporate killing charges'*（1999）, https://www.independent.co.uk/news/dozens-of-firms-escape-corporate-killings-charges-1129626.html, last accessed 15 May 2026. 本稿でも扱っているフェリー沈没事故のほか、1987年のキングス・クロス駅火災等、多数の死傷者

こうした事態を受けて、法律委員会は、1996年に報告書「刑法典の立法化：非故意殺罪（involuntary manslaughter）」[28]を公表し、個人による重大な不注意（gross carelessness）による殺人に対応する形で法人による殺人の罪を設け[29]、死亡結果が法人の活動の管理または組織化の方法において、当該活動に従事する者またはその影響を受ける者の健康と安全を確保できなかったことに起因する場合、その死亡は法人の行為によって引き起こされたものとみなすこと[30]、自然人による犯罪と同様に、死亡結果を引き起こした被告法人の行為が、合理的に期待される水準を著しく下回る場合にのみ成立すべきであること[31]等を提案した。この提案を踏まえた上で、2000年に当時のブレア政権下で内務省（Home Office）により立法提案がなされた[32]。しかし、組織に対する責任の拡大について批判が集まることとなり、長きにわたる議論ののち、立法草案の公表が2005年になってようやく実現した[33]。その後、合同委員会（Joint Committee）における審議を経て、2006年に議会での法案審議に入り、2007年に女王裁可（Royal Assent）を受け、2007年法人故殺罪・殺人罪法[34]が成立した。

を発生させていながらも、法人の刑事責任が問われなかった事例を取り上げている。

28） Law Commission, *Legislating the Criminal Code: Involuntary Manslaughter*（1996）Law Com No 237.

29） *Id.* Recommendation 11（1）.

30） *Id.* Recommendation 11（4）.

31） *Id.* Recommendation 11（3）.

32） Home Office, *Reforming the Law on Involuntary Manslaughter: The Government Proposals*（2000）.

33） Home Office, *Corporate Manslaughter: The Government's Draft Bill for Reform*（2005）Cm 6497.

34） Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007. 以下では、「2007年法」とする。本法についての邦語文献として、岡久慶「英国における企業の致死事件に対する刑事処罰の拡大」外国の立法234号（2007）237-244頁、今井猛嘉「イギリスにおける法人処罰――2007年法人故殺法」法學志林106巻3号（2009）145-165頁、沼野輝彦「英国の法人故殺罪と企業事故の抑制」日本法学82巻2号（2016）241-260頁、樋口亮介『法人処罰と刑法理論［増補新装版］』（東京大学出版会、2019）77-78頁、川崎・前掲注25）、164-174頁等が挙

2　具体的な規定の内容

(1)　規定の枠組み

2007年法で制定された法人故殺罪は、コモン・ロー上の犯罪で、同一視モデルに依拠して法人にも適用可能であるとされてきた「重過失による故殺罪（gross negligence manslaughter）」を置き換えるものであり、2007年法の成立によって、法人にコモン・ロー上の重過失による故殺罪を問うことは不可能[35]になった。また、法人故殺罪は、組織のみに成立する罪であり、自然人につき法人との共犯として同罪を問うことはできない[36]。しかし、コモン・ロー上の重過失による故殺罪等、法人故殺罪以外の別の罪責について、自然人の罪責を問うことは可能[37]である。

2007年法の適用対象となる組織[38]は、①その活動が「管理または組織される方法」が、②人の死亡結果を引き起こし[39]、かつ、③組織が死亡した者に対して負っていた関連する注意義務（relevant duty of care）の重大な違反（gross breach）に該当する場合[40]で、④上級管理職者（senior management）による「管理または組織される方法」が、当該注意義務違反における重要な要素[41]であるとき、法人故殺罪で有罪となる。法人故殺罪は、従来の同一視モデルとは異なり、その行為を法人の行為とみなすことのできる自然人ではなく、「上級管理職者によって組織の活動が管理または組織される方法」を検討の対象とする点にその特徴がある[42]。従前のコ

げられる。

35）Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 20.

36）Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 18.

37）Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 19.

38）2007年法の1条2項には、警察や、労働組合や使用者団体等が適用対象となる旨が定められており、一般的な法人以外も処罰対象に含まれる。この点につき、「法人」という名称が誤解を生むという指摘もある。*See supra* note 15, at 650.

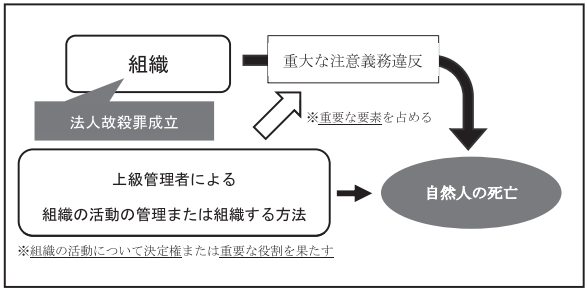
39）Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 1 (1) (a).

40）Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 1 (1) (b).

41）Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 1 (3).

42）Law Commission, *Corporate Criminal Liability: A Discussion Paper* (2021), para 3.6; *supra* note 12, para 4.19.

図３　重過失による故殺モデルのイメージ



モン・ロー上の重過失による故殺罪を法人に適用するに際しては、法人に期待される注意義務の違反の存在の認定に加え、その違反が同一視可能な地位にある自然人によるものであることが必要とされており、自然人に対して適用する場合とのズレ[43]が生じていた。しかし、組織の活動が管理または組織される方法に着目することで、自然人に適用する場合とのズレを解消でき、法人に期待される注意義務のみを問題とできるようになった。このような形態の理論モデルを、本稿では「重過失による故殺モデル」（図３）と称し、従来同一視モデルが適用されてきた故殺罪の類型において適用される理論モデル[44]として位置付ける。

(2)　注意義務と重大な違反

本法は法人に対して新たな注意義務を課すものではなく、不法行為法上の過失と関連付ける形[45]で、組織が負うべき注意義務を列挙[46]している。

---

43)　*Id.* Law Commission (2021), paras 3.8-9; *Attorney General's Reference* (*No. 2 of 1999*) [2000] EWCA Crim 91, [2000] QB 796. 川崎・前掲注25)、166-167頁も参照。

44)　重過失による故殺モデルは、「注意義務の重大な違反」の該当性判断にあたって組織慣行等も考慮することから、「組織モデル」の一形態とされることが多い。組織モデルについては本稿四(二)を参照のこと。

45)　*Explanatory Note: Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007* (2007), paras 20-21.

46)　Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 2.

より具体的には、雇用主が従業員に対して安全な労働環境を提供する義務や、占有する建物を安全な状態に維持する義務、輸送事業者が乗客に対して負う義務、小売業者が製品の安全性に関して負う義務等が該当する[47]とされる。また、これらの義務は通常コモン・ロー上の義務であるが、これが制定法による規定に置き換えられていたとしても、法人故殺罪は成立しうる[48]。そして、当該組織について注意義務が存在するかどうかは裁判官が判断[49]するが、注意義務違反の有無についての判断は陪審（jury）によってなされる[50]。

重大な違反は、義務違反にあたる行為が、「その状況下で組織に合理的に期待できるものを大幅に下回る」場合に認められる[51]ところ、その判断は陪審によってなされる。その際、組織による、衛生安全法規の定める違反の深刻さや、生命に対する危険の大きさを考慮する必要がある[52]。また、義務違反を容認するような組織の態度、方針、体制や実務慣行があったかどうかや、関連するガイダンス等も考慮する[53]ことができる[54]。

（3）　上級管理職者

2007年法において、上級管理職者は、組織の活動の大部分を管理または組織するかの意思決定や、実際の管理、組織化において重要な役割を果たす者[55]であり、取締役等だけでなく、現場における管理職も含まれる[56]とされる。もっとも、「重要な（significant）」という文言や「大部分（substantial）」といった文言の多義性から、概念に曖昧さが残ることが指

47）　*supra* note 45, para 22.
48）　Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 2（4）.
49）　Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 2（5）.
50）　Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 8（2）.
51）　Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 1（4）（b）.
52）　Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 8（2）.
53）　Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 8（3）.
54）　具体的な考慮方法が示されておらず、それによる混乱の発生も懸念されている。川崎・前掲注25）、168頁を参照。
55）　Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 1（4）（c）.
56）　Ministry of Justice, *A guide to the Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007*（2007）, at 13.

摘されている[57]。また、複数の上級管理職者が存在する場合であっても、個別に注意義務の違反を認定する必要はなく、全体として注意義務を果たしていないと判断されれば、組織としての責任が問われる[58]。

3　実務の動向および学説上の評価

2007年法発効後、最初に適用が争われたのは、コッツウォルズ地盤工学ホールディングス社ケース[59]である。本事例では、被害者の死亡結果につき、被告法人の安全管理義務の重大な違反の存在と、そうした義務違反につき、取締役による組織活動の管理または組織する方法が重要な要素であることが認められ、被告法人は法人故殺罪での有罪を言い渡された。その後も、法人故殺罪での有罪を言い渡された事例が複数存在[60]する。イギリス検察庁（Crown Prosecution Service）によれば、2011年から2023年にかけての訴追件数は合計で40件にのぼり、そのうちの29件で有罪が言い渡されている[61]。しかしながら、法人故殺罪の運用は消極的であるとされることが一般的[62]である。

学説上、2007年法が労働安全衛生面の改善に良い効果を与えるという

57）　Celia Wells, *Corporate Criminal Liability: A Ten Year Review* [2014] Crim LR 149, at 856.

58）　*supra* note 56, at 14.

59）　*R v Cotswold Geotechnical* (*Holdings*) *Ltd* [2011] All ER (D) May 100, [2011] EWCA Crim 1337, [2012] 1 Cr App R (S) 26. 詳細については、川崎・前掲注25)、169-170頁。

60）　e. g. *R v Lion Steel Equipment Ltd,* Unreported July 20, 2012 (Crown Ct (Manchester)). *See* BBC, *Hyde company fined over worker's 40ft death plunge* (2012), https://www.bbc.com/news/uk-england-manchester-18931390, last accessed 15 May 2026. 本事例を含む他の事例について、川崎・前掲注25)、170-172頁。

61）　Crown Prosecution Service, *Prosecutions relating to Corporate Manslaughter* (2024), https://www.cps.gov.uk/foi/2024/prosecutions-relating-corporate-manslaughter, last accessed 15 May 2026.

62）　*See* Victoria Roper, *The Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007: A Re-evaluation 10 Years on from the First Case* [2022] Crim LR 290, at 298-299.

側面から同法に賛同する論調[63]も見られる。しかしながら、同一視モデルとは異なる重過失による故殺モデルも、概念的には同一視モデルと同様の困難に直面する可能性がある[64]ことや、上級管理職者の特定が変わらず必要である点において、重過失による故殺モデルも過度に制限的である[65]こと、上級管理職者という「管理または運営する精神と意思」より広い概念を持ち出したことで、大規模な組織の責任追及がかえって難しくなった[66]ことが批判として向けられている。また、根本的な問題として、同法は故殺罪に限って新たな帰責原理を導入するものであり、責任概念が歪められたという批判[67]も存在する。

㈡　2010年贈賂法

1　立法までの経緯

贈収賄について、イギリスでは19世紀末から20世紀初頭にかけて制定された立法[68]によって対応していた。しかし、汚職事件の発生に歯止めがかかることはなく、従前の立法の限界と改革の必要性が指摘されるようになった[69]。その帰結が2010年贈賂法[70]である。

63）　*supra* note 57, at 854.

64）　*supra* note 62, at 295.

65）　e. g James Gobert, *Corporate Manslaughter & Homicide Act 2007 – Thirteen Years in the Making but Was It Worth the Wait?* (2008) 71 (3) MLR 413, at 428; David Ormerod and Richard Taylor, *The Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007* [2008] Crim LR 589, at 604.

66）　*supra* note 62, at 295.

67）　*supra* note 65, Gobert, at 414.

68）　Public Corrupt Practices Act 1889, Prevention of Corruption Act 1906, Prevention of Corruption Act 1916. *See* Monty Raphael, *Blackstone's guide to Bribery Act 2010* (2010), at 14-20.

69）　立法の経緯の詳細については、*Id.* Raphael, at 7-29. また、同法制定までの経緯の詳細をまとめた邦語文献として、川崎友巳「イギリスにおける法人の刑事責任の新動向――『犯罪防止過誤』モデルの考察を中心に――」大塚裕史古稀『実務と理論の架橋』（成文堂、2023年）600-601頁。

70）　Bribery Act 2010. 以下では、「2010年法」とする。

2010年法の制定に際しては、贈収賄における個人の刑事責任のみならず、法人の刑事責任にもスポットが当てられ、贈収賄の分野における新たな刑事責任が検討された。その要因としては、①巨大企業における贈収賄事案の露呈[71]と②OECD外国公務員贈賄防止条約（OECD Anti-Bribery Convention）の実施に関するOECDからの勧告[72]にある[73]。特に後者については、同一視モデルによる大規模組織の刑事責任追及の困難さ[74]、複数の国にまたがる事例において、組織の行為と同一視することのできる自然人の特定が困難であること[75]から、同一視モデルに代わる新たな理論モデルを導入することが要求[76]されていた。

2　具体的な規定の内容

(1)　規定の枠組み

2010年法は、直接的、第三者を介した間接的なものを問わず、不適切な職務遂行の対価として、他者に対する金銭的またはその他の利益を提案、約束または実際に供与する行為（いわゆる「贈賄」）に及んだ者を処罰する[77]こと、不適切な職務遂行の対価として、金銭的またはその他の利益を要求、受領することの約束または実際に受領する行為（いわゆる「収賄」）に及んだ者を処罰する[78]ことを定めている。また、対象となる職務や活

71）The Guardian, *The arms deal they called the dove: how Britain grasped the biggest prize*（2006）, https://www.theguardian.com/world/2006/dec/15/bae.saudiarabia, last accessed 15 May 2026.

72）OECD, *Implementing the OECD Anti-Bribery Convention – Report on the United Kingdom*（2007）.

73）同様の指摘をするものとして、川崎・前掲注69）、600-601頁。

74）*supra* note 72, paras 162-164.

75）*Id.* paras 165-169.

76）*Id.* Recommendations, at 89-90.

77）Bribery Act 2010, s 1.

78）Bribery Act 2010, s 2.

動[79]、不適切な職務遂行[80]、不適切な職務遂行の該当性の判断基準[81]も併せて定義している。加えて、外国公務員への贈賄についても、独立した処罰条項[82]を設けている。

また、法人処罰の観点から特筆すべきであるのは、営利組織について贈賄行為を防止することを怠った罪、すなわち、「贈賄防止過怠罪」を新たに創設している[83]点である。

（2）贈賄防止過怠罪

贈賄防止過怠罪は、商業組織が問われる可能性のある罪である。これは、関連する行為者（associated person）の贈賄行為についての代位責任とも異なったまったく別の犯罪で、厳格責任犯罪に分類される[84]。関連する行為者が商業組織に利益をもたらす目的で贈賄行為に及んだ場合、その行為を防止できなかった責任を、商業組織に帰属させるという形態である。関連する行為者に該当するか否かは、当該商業組織との関係性や行為の態様を踏まえて実質的に判断され、当該商業組織の従業者のみならず、代理人または当該商業組織の子会社もしくは業務委託先の従業者も該当しうる[85]。

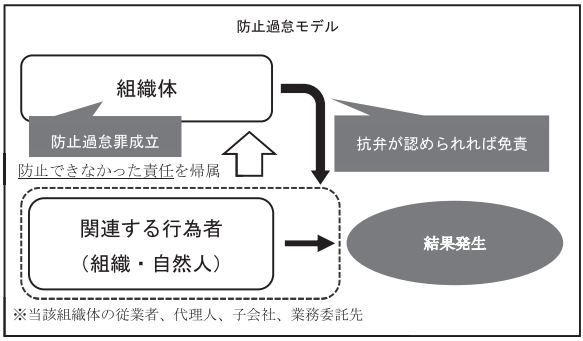
このように、商業組織が関連する行為者の行為を防止できなった責任を組織体に帰責させようとする帰属モデルを、本稿では「防止過怠モデル」（図４）と呼称する。

（3）「適切な措置」による抗弁

2010年法においては、組織が「適切な措置（adequate procedure）」をとっていたことを立証することによる抗弁が存在しており、抗弁が認められるための基準について政府が公表、更新する義務を負う[86]。こうした基準は

79）Bribery Act 2010, s 3.
80）Bribery Act 2010, s 4.
81）Bribery Act 2010, s 5.
82）Bribery Act 2010, s 6.
83）Bribery Act 2010, s 7.
84）*supra* note 68, Raphael, at 57.
85）Bribery Act 2010, s 8.
86）Bribery Act 2010, s 9.

図４　防止過怠モデルのイメージ



ガイドライン[87]にまとめられ、以下の６つが列挙されている。

①トップレベルのコミットメント（Top Level Commitment）
②リスクアセスメント（Risk Assessment）
③比例的な防止手続（Proportionality of risk-based prevention procedures）
④デューデリジェンス（Due diligence）
⑤コミュニケーションとトレーニング（Communication（including Training））
⑥モニタリングと見直し（Monitoring and Review）

①については、取締役会、パートナー、および上級管理者が、当該犯罪行為の防止に対して明確な責任を負い、関与する必要があることが示されている。より具体的に言えば、当該犯罪を許容しない文化や、犯罪行為によって得られる収益を拒絶する姿勢を創出し、そのためのガバナンス構築ならびに資金および人材の配分を確約しなければならないことが挙げられている。②については、関連する行為者が、組織やクライアントのために

87）　Ministry of Justice, *The Bribery Act 2010: Guidance about procedures which relevant commercial organisations can put into place to prevent persons associated with them from bribing* (*section 9 of the Bribery Act 2010*) (2011), at 20-31.

犯罪行為に及ぶリスクを、定期的かつ詳細に評価し、文書化することが示されており、継続的に評価を更新すること、リスクの評価に際しては、犯罪行為に及ぶ機会、動機、正当化の 3 要素を考慮することが求められる。③については、導入する手続は、特定されたリスクの大きさ、組織の規模および業務の複雑さに比例したものである必要があり、方針が明確でかつ実際に運用されている必要があること、既存の管理体制が不十分であることが判明した場合には、新たに措置を追加することが求められる。④については、組織のために、あるいは組織に代わってサービスを提供する者に対しての、リスクに応じた適切な調査の実施が求められる。⑤については、措置が組織全体に浸透するように内外への周知を徹底することが求められ、特にリスクの高い役割にある者に対する防止措置の具体的なトレーニングの実施や、独立した通報窓口の設置および通報者の保護体制の整備を行う必要があるとされる。⑥については、導入された措置の有効性について随時監視、評価および改善を実施することが求められる。

3　実務の動向

これまでに贈賄防止過怠罪で有罪にされたケースは2016年に 1 件あるが、有罪の訴答がなされたケースであり、正式な審理を経て有罪の判決が出されたものは存在しない[88]のが現状である。なお、2025年 4 月にユナイテッドインシュランスブローカーズ社が、2013年10月から2016年 3 月にかけてアメリカ拠点の仲介業者によってエクアドル政府の関係者に対しておこなわれた贈賄について、贈賄防止過怠罪で訴追され、ウエストミンスター治安判事裁判所への出廷を求められている[89]。本稿執筆時の段階でどのような状況になっているかは不明ではあるものの、今後の動向を注視したい。

88）　これまでに贈賄防止過怠罪が問題となった事案につき、川崎・前掲注69）、606–607頁。

89）　Serious Fraud Office, *Press release: UK insurance broker charged with failure to prevent bribery*（2025）, https://www.gov.uk/government/news/uk-insurer-charged-with-bribery-in-ecuador, last accessed 15 May 2026.

㈢　2017年刑事財政法

1　立法までの経緯

2010年以降、経済犯罪における法人の刑事責任を適正に問う仕組みの整備に注目が集まるようになり、2013年に経済犯罪に対する新しい選択肢として訴追延期合意制度[90]（Deferred Prosecution Agreements: DPA）が導入[91]され、さらに2014年には経済犯罪において量刑ガイドライン[92]が定められた。また、経済犯罪領域における防止過怠罪の拡大も併せて検討されるようになった[93]。

このような立法の動きは、政権内の連立解消とも重なって一時落ち着いたかのように見えたが、2015年に金融機関による富裕層の脱税幇助についてのスキャンダルが明るみになる[94]と、再び立法への機運が高まり、租税逋脱を促進する行為の防止の過怠につき、法人に刑事責任を帰属させる規定を含む2017年刑事財政法[95]が成立した。

90）企業のコンプライアンス強化や大規模不正への対応を目的に2014年に導入された制度で、捜査協力や被害者賠償等の義務の履行につき、捜査機関と合意し契約することにより訴追を延期するものである。本稿は法人への刑事責任の帰属原理に焦点を当てるものであり、詳細には立ち入らない。なお本制度については、滿井美江「英国訴追延期合意制度（DPA）とその運用―施行からの10事例―」國士館法學54号（2021）77-125頁等に詳しい。

91）Crime and Courts Act 2013, s 45, Sch 17.

92）Sentencing Council, *Corporate Offenders: fraud, bribery and money laundering*（2014）, https://sentencingcouncil.org.uk/guidelines/corporate-offenders-fraud-bribery-and-money-laundering/, last accessed 15 May 2026.

93）詳細については、川崎・前掲注69）、607-608頁。これらの動きにつき、川崎教授は「企業にコンプライアンス体制の構築を促す役割の一翼を担うことを企図した一連の動き」とされる。

94）BBC, *HSBC bank 'helped clients dodge millions in tax*（2015）, https://www.bbc.com/news/business-31248913, last accessed 15 May 2026.

95）Criminal Finance Act 2017. 以下では「2017年法」とする。

2　具体的な規定の内容

(1)　規定の枠組み[96]

2017年法は、①2002年犯罪収益法[97]の実効性強化のための、各種規制権限強化、②テロ組織の資金源を断つことを目的とするテロ組織対策強化、③企業コンプライアンス体制を通じた犯罪抑止のための、租税逋脱を促進する行為の防止過怠罪の創設の 3 つの柱からなるとされる。

特に③について、イギリス国内における租税逋脱[98]、イギリス国外における租税逋脱[99]において、それぞれ防止過怠モデルに依拠した規定を設けている。

(2)　租税逋脱促進防止過怠罪

防止過怠の罪という点では、2010年法と大きな差は存在しない。もっとも、2017年法は第三者の租税逋脱を「促進」する、関連する行為者による行為の防止措置を怠ったことにつき、組織に刑事責任を帰属させるという点で異なっている。「促進」する行為の範疇には、教唆や幇助が含まれる。

(3)「合理的な措置」による抗弁

2017年法にも、2010年法と同様に抗弁が認められる要件が規定されているところ、「合理的な措置（reasonable procedure）」をとっていたことの立証が要求されており、2010年法の「適切な措置」とは異なる文言が用いられている。「合理的」という文言を用いることで、措置を講じなかったことも合理的と判断される余地が生じる[100]とされる。

なお、2017年法で抗弁が認められる基準についても、ガイドライン[101]

96）2017年法についての邦語文献として、塚田洋「【イギリス】犯罪財政法の成立」（2018）外国の立法No. 274-2、川崎・前掲注69）、609頁等。

97）Proceeds of Crime Act 2002.

98）Criminal Finance Act 2017, s 45.

99）Criminal Finance Act 2016, s 46.

100）*supra* note 12, paras 8.68-8.90.

101）HM Revenue & Customs, *Tackling tax evasion: Government guidance for the corporate offences of failure to prevent the criminal facilitation of tax evasion* (2017), at 15-30

が用意されているが、①トップレベルのコミットメント、②リスクアセスメント、③比例的な防止手続、④デューデリジェンス、⑤コミュニケーションとトレーニング、⑥モニタリングと見直しの 6 つを定めており、2010年法のものとほぼ同様である。

3　実務の動向

2017年法制定以来、長らく訴追例が存在していなかったが、2025年に45条に定める租税逋脱促進防止過怠罪で訴追されたケースが 1 件生じた[102]。また、2026年 3 月現在で、捜査中の事案が11件、審査中の事案が32件あり、これまでに却下されてきた案件は126件にのぼる[103]。訴追されたケースにつき、今後の動向に注目が集まる。

四　近時の動向――防止過怠モデルと同一視モデルの拡大？[104]

㈠　経済犯罪対策の要請の高まり

2016年、パナマ文書によって、当時のキャメロン首相とパナマの投資ファンドとの接点が明らかになった[105]。また、2017年には「アゼルバイジャン・ランドロマット」と呼ばれる事態[106]も明るみになり、イギリス

102）HM Revenue & Customs, *FOI release: Number of live Corporate Criminal Offences investigations*（2026）, https://www.gov.uk/government/publications/number-of-live-corporate-criminal-offences-investigations/number-of-live-corporate-criminal-offences-investigations, last accessed 15 May 2026.

103）*Id.*

104）近時のイギリスの法人処罰立法の動向について、川崎友巳「イギリスにおける法人処罰の到達点」（2026）法時98巻 3 号144–147頁。

105）BBC, *Panama Papers: Cameron 'does not gain from offshore funds'*（2016）, https://www.bbc.com/news/uk-politics-35967201, last accessed 15 May 2026.

106）The Guardian, *Everything you need to know about the Azerbaijani Laundromat*（2017）, https://www.theguardian.com/world/2017/sep/04/everything-you-need-to-know-about-the-azerbaijani-laundromat, last accessed 15 May 2026.

がタックスヘイブン（tax haven）やシェルカンパニー（shell company）を活用した租税回避スキーム、資金洗浄スキームの中心地として機能していたことが判明した。イギリスにおいて経済犯罪対策の重要性に注目が高まる中、これらに前後する中で、2016年にイギリスで腐敗防止サミットが開催され、それに先立ち、キャメロン首相によって防止過怠モデルを経済犯罪の広範な領域に拡大することが表明[107]された。しかし、2017年に募集を開始したパブリックコメントには、改革の必要性に同意する意見は少なく、さらに、企業側に加重な負担を課すことの意見が見られたことから、2020年にジョンソン政権のもとで、更なる検討の必要性から、法律委員会に対して法人の刑事責任について勧告を行うよう要請があった[108]。その後、2021年に法律委員会がディスカッションペーパーを公表[109]して意見を募り、それらを踏まえて2022年にオプションペーパー[110]が公表され、改革の選択肢が提示された。それに加えて、2022年のロシアによるウクライナ侵攻によって立法に向けても政治圧力も強まったとされる[111]。

㈡　2022年オプションペーパー

1　2022年オプションペーパーの概要

2022年オプションペーパーは、法人の刑事責任についてイギリス法律委員会が包括的に検討し、改革案を示したものである。2020年 9 月までの期間に、法人に対する有罪判決の件数が5000件を超えていた中[112]、その多くは厳格責任犯罪であったが、法律委員会は、詐欺といった成立にメ

107）　Ministry of Justice, *Press release: New plans to tackle corporate fraud* （2016）, https://www.gov.uk/government/news/new-plans-to-tackle-corporate-fraud, last accessed 15 May 2026.

108）　川崎・前掲注104）、146頁。

109）　*supra* note 42.

110）　*supra* note 12.

111）　この時期には、企業登記局の改革も同時に進められていた。この点については、2023年経済犯罪及び企業透明性法の部分で整理する。

112）　*supra* note 12, para 1.1.

ンズ・レアを要する犯罪も法人によってなされる可能性を示唆[113]している。法律委員会は、2020年にイギリス政府から、ビジネスへの過度な負担は回避するという条件付きで法人への刑事責任の帰属に際して現行法の課題を検討するよう求められ[114]、特に経済犯罪を念頭に置き、現状の判例法理である同一視モデルについての検討に加え、諸外国における組織モデルや、その他の理論モデルの検討、防止過怠モデルについて検討を加えた。

2022年オプションペーパーには、以下の内容が改革の選択肢として列挙されている[115]。

①同一視モデルの維持
②上級管理者が関与、同意または黙認した場合、その行為を法人に帰属させる。
※上級管理者は、組織活動のすべてまたは実質的な部分の意思決定において重要な役割を果たすか、実質的な部分を実際に管理または組織する人物のことを指す。
※上級管理者には、最高経営責任者や最高財務責任者が常に含まれうる。
③従業員または代理人による詐欺を防止するための防止過怠の罪を導入する。
※企業が、自社の従業員や代理人が企業のために詐欺を実行することを防ぐ適切な措置を講じていなかった場合に成立する。
④人権侵害の防止過怠の罪を導入する。
⑤不適切な処遇またはネグレクトの防止過怠の罪を導入する。
⑥コンピュータ不正利用の防止過怠の罪を導入する。
⑦告示命令の適用範囲を、法人が有罪判決を受けたすべてのケースに

113） *Id.* para 1.1-2.
114） *Id.* para 1.3.
115） Law Commission, *Corporate Criminal Liability: Summary of the options paper* (2022), at 14. なお、本稿は法人への刑事責任の帰属論理に主眼をおくものであり、制裁論については立ち入らない。

拡大する。

⑧非刑事的な金銭的制裁を導入する。

⑨高等法院（the High Court）に、重大犯罪防止命令を発出する権限に加え、民事制裁金を課す権限を付与する。

⑩大規模法人に詐欺防止手続について報告することを義務付ける。

2　オプションペーパーの具体的な内容

(1)　同一視モデルの維持

法律委員会は、同一視モデルを、法人を「管理または運営する精神と意思」を有する自然人による犯罪行為につき、法人に刑事責任を帰属させようとする考え方であると捉えており、イングランドおよびウェールズにおける法人へ刑事責任を帰属させる主な手法として認識[116]している。しかし、実務上、検察は主観的要素を充足する取締役などの地位にある個人を特定する必要があり[117]、すべての「責任ある代理人」や「上級幹部」の行為が法人の責任になるわけではなく、その当該自然人が、その行為を法人の行為とみなすにふさわしい地位や権限を持つかを証明する必要がある。こうした状況においては、職務権限の分掌が複雑である大規模かつ複数の国に拠点を持つ企業において、「管理または運営する精神と意思」が認められる水準や状況が不透明になるという問題を指摘している[118]。また、2018年のバークレイズ社ケース[119]を引用した上で、同一視モデルの適用可能性がさらに制限されたという点も指摘している[120]。しかし、こうした問題点を指摘[121]しつつも、法律委員会は現状の同一視モデルを維持するという帰結を導いている[122]。

116）　*supra* note 12, paras 3.1–2.

117）　*Id.* para 3.14.

118）　*Id.* para 3.14.

119）　*supra* note 10.

120）　*supra* note 12, para 3.39.

121）　その他の問題点について、*Id.* para 3.58.

122）　*Id.* para 3.90.

もっとも、同一視モデルを維持する上で、追加措置を講じる必要があることについても併せて言及している。その 1 つの策が「同一視できる対象の拡大」である。オーストラリアにおける「高位管理者（high managerial agent/officer）」の理論[123]や、カナダにおける「上級取締役（senior officer）」の理論[124]、また、イギリスにおける2007年法人故殺罪・殺人罪法における「上級管理者」の定義[125]を踏まえた上で、上級管理者にまで同一視できる対象を拡大することを提言[126]している。

（2） 使用者責任モデルおよび組織モデルの不採用

使用者責任（respondeat superior）モデルは、アメリカで採用されている法人に刑事責任を帰属するためのモデルの 1 つであり、従業員や代理人が、雇用の範囲内で、かつ何らかの形で法人に利益をもたらす意図を持って犯罪行為に及んだ場合に、行為者の地位によらず法人に刑事責任を帰属させるというものである。2022年オプションペーパーは、本モデルの特徴として、管理または運営する精神と意思を持つ上層部のみの行為を法人に帰属させようとするイングランドおよびウェールズにおける同一視モデルとは異なり、あらゆるレベルの従業員の行為を法人に帰属させることが可能になるという点を挙げている[127]。

しかし、責任の範囲が非常に広範なものになるという懸念点について、アメリカでは検察官に非常に広範な裁量が認められ、起訴の判断に際しては、それによって生じる社会的な影響[128]までもが考慮される一方で、イ

123） *Id.* paras 4.8–11. 行為が組織の経営方針を代表していると合理的に見なせる職務権限を持つ従業員や役員のことを指す。一方で、オーストラリア国内での訴追例が少ないことも併せて指摘されている。

124） *Id.* paras 4.12–15. 組織の方針策定に重要な役割を果たす者や、組織の活動の重要な側面を管理する責任者を指し、取締役、代表取締役、最高財務責任者は自動的に該当することになる。

125） Corporate Manslaughter and Corporate Homicide Act 2007, s 1（4）（c）.

126） *supra* note 12, paras 4.76–78.

127） *Id.* para 5.2.

128） 付随的不利益（collateral consequences）のことを指す。

ギリスの検察が適用する判断基準[129]では、アメリカのような考慮がなされないために法人の活動に与える影響が深刻であり、刑事手続において要請される保護も十分でないことが指摘[130]された。また、理論的側面からも、法人が予防措置を講じていたとしても責任を免れないという点につき、法人の有責性（culpability）を適切に反映できない[131]ことも併せて指摘された。他にも、法人の負担の増大や、法人にとって防止措置を講じるインセンティブが損なわれる[132]ことも挙げられている。こうした点から、使用者責任モデルは、同一視モデルに代わる新たな選択肢とはみなさないと結論づけた[133]。

また、組織特有の「文化」、「理念」、「システム」を通じて主観的要素の充足を見出そうとする組織モデルについては、すでに「文化」を考慮要素に含み、法人の文化が違反を「指示、助長、許容、または導いた」場合、あるいは法人がコンプライアンスを求める文化を維持できなかった場合に、法人に責任を帰属させることができるとするオーストラリア連邦刑法典を参照している。その上で、広範な犯罪を補足できるという魅力を認めつつも、「文化」の定義の曖昧さ、「悪しき文化」の存在を立証することは検察側にとって過度な負担となること、オーストラリアでの成功例が少なく、有効性を示す証明が不十分であることといった反対意見を提示[134]し、制定法として確立している防止過怠モデルと重複する部分が多い[135]ことも併せて挙げた上で、組織モデルを統一的な法人への刑事責任の帰属原理として用いることはなく、あくまでも個別的な類型における帰属原理として

129）フルコードテスト（Full Code Test）のことを指し、証拠による有罪可能性および証拠の信頼性、起訴の利益性の 2 つが考慮される。詳細については、Crown Prosecution Service, *The principles we follow,* https://www.cps.gov.uk/principles-we-follow, last accessed 15 May 2026.

130）*supra* note 12, paras 5.21–5.24.

131）*Id.* 5.29–32.

132）*Id.* 5.34–35.

133）*Id.* 5.36.

134）*Id.* 6.14–19.

135）*Id.* 6.21–22.

の採用可能性を残すにとどめることを示した[136]。

(3) 防止過怠モデルの拡大

現在のイギリスにおいて防止過怠モデルが導入されている類型として、2010年法にもとづく贈収賄[137]と、2007年法にもとづく国内外における租税逋脱の助長[138]が挙げられるところ、防止過怠モデルを他の犯罪類型に拡大することが検討されている。防止過怠モデルは、従業者や代理人が組織のために犯罪を行った場合、組織が「適切」、ないし「合理的」な「防止措置」を講じていたことを証明できない限り、組織に刑事責任を課すものである。

2022年オプションペーパーは、防止過怠モデルの導入にあたっての今後の新しい防止過怠罪に適用されるべき共通の原則[139]を示している。

①組織は原則として、以下のいずれかの意図で行われた犯罪の実行の防止過怠についてのみ、責任を負うべきである。
(a) 組織に業務上の利益をもたらす意図
(b) 関連する者が組織に代わってサービスを提供している相手に対し、利益をもたらす意図
ただし、(b)の場合であっても、その行為が組織に損害（harm）を与える意図で行われた場合には、組織は責任を負わない。
②組織には、前提となる犯罪の実行を防ぐための「適切」な措置ではなく、「合理的」な手順に基づいた、利用可能な抗弁が認められるべきである。
③状況に照らして、いかなる予防手順も設けないことが合理的であったかもしれないという趣旨の条項[140]を置くべきである。
④適切な防止措置が講じられていたこと、措置を講じなかったことが

136） *Id.* 6.51-54.
137） Bribery Act 2010, s 7.
138） Criminal Finance Act 2017, ss 45, 46.
139） *Id.* para 8.91.
140） *See* Criminal Finance Act 2017, s 45 (2) (b).

合理的であったことの立証責任は組織が負うべきである。

⑤政府は、基礎となる犯罪の実行を防ぐために組織が導入できる手順に関するガイダンスを公開する義務を負うべきである。

⑥政府は、特定の分野または問題に関する防止措置についての追加ガイダンスを公開する権限を持つべきである。

⑦政府は、第三者が公開した予防手順に関するガイダンスを承認する権限を持つべきである。

⑧防止過怠罪を、前提となる犯罪のイギリス域外における実行にまで拡大すべきかどうかについては、個別の犯罪ごとに検討されるべきである。

⑨防止過怠罪は実体的な犯罪（substantive criminal offences）のみに適用されるべきであり、未遂（attempts）や共謀（conspiracies）などの未遂罪（inchoate offences）には適用されるべきではない。

また、経済犯罪の中でも、詐欺（fraud）への防止過怠モデル導入が検討され[141]、虚偽表示による詐欺、不正なサービス取得、公金詐取、不正会計、虚偽取引など、といった、中核的な詐欺罪に限定することが提案[142]されている。防止過怠を詐欺に導入する意義として、特に大規模な組織において、現行の同一視モデルでは立証が困難なケースでも、防止措置の不履行という形で責任の追及が可能になることを挙げている[143]。

加えて、詐欺以外にも、海外での人権侵害[144]、社会的弱者への虐待及び

141） *supra* note 12, paras 8.101, 8.105-106.

142） *Id.* para 8.106.

143） *See Id.* para 8.104.

144） *Id.* paras 8.116-128. イギリスを本拠地とする組織の海外拠点やサプライチェーンにおける重大な人権侵害を対象とするものである。本類型においては、域外適用の可否が主要な論点になるとされる。

不適当な処遇（neglect）[145]、コンピュータ不正利用[146]といった領域に対する防止過怠モデルの導入が検討されている。

2022年オプションペーパーは結論として、同一視モデルを維持する限りで、防止過怠モデルを導入する必要性がより一層高まることを指摘しており、特に詐欺について組織的なコンプライアンスの向上を促すための有力な手段になる[147]としている。

㈢　2023年経済犯罪及び企業透明性法

1　立法の背景

2023年経済犯罪および企業透明性法[148]成立の背景には、イギリスにおいて組織的な詐欺といった経済犯罪や、それらに伴う資金洗浄の額が増加し、その要因の 1 つとしてイギリスの法人登記制度が悪用されていたことがある。

また、イギリスにおいては、2022年 9 月における全犯罪の件数に対する詐欺の件数は 4 割[149]を占めており、成人の15人に 1 人が詐欺被害の経験を持つというデータ[150]も示された。また、2020年から2021年の間で

145）*Id.* paras 8.129-146. 病院や介護施設などでの職員による虐待等を防止できなかった組織の責任を問うものである。本類型における防止過怠罪は、組織に利益を与える目的は不要であることも示唆されている。

146）*Id.* paras 8.147-156. 1990年コンピュータ不正利用法に関連する、不正アクセスやデータの改ざんを阻止できなかった場合を対象とするものである。サイバー犯罪について法人に刑事責任を課す制度を要求する、ヨーロッパにおけるサイバー犯罪条約12条との整合性を踏まえると、現行法では不十分であることが指摘されている。

147）*Id.* paras 8.158.-161.

148）Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023. 以下では、「2023年法」とする。

149）もっとも、イギリスでは非常に広範な行為が「詐欺」と定義されており、日本における詐欺の概念とは大きく異なることに留意すべきである。

150）Office for National Statistics, *Crime in England and Wales: year ending September 2022*（2023）, Figure 2, https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/crimeandjustice/bulletins/crimeinenglandandwales/yearendingseptember2022#fraud, last accessed 15 May

120億ポンド以上の犯罪収益が生じているとされ、資金洗浄の額は数千億ポンド以上にのぼるという推計[151]や、2015年から2016年には、組織犯罪による社会的、経済的な損失が37億ポンド以上にのぼり、増加傾向にあるという推計[152]も示された。

一方で、イギリスにおける企業の登記においては、企業登記局（Companies House）が関連業務を一元的に担っており、非常に安価な手数料と、ほぼすべてのケースが24時間以内に処理されるという迅速性が特徴[153]である。もっとも、このような性質ゆえに悪用されることも多く、資金調達を目的として設立されるシェルカンパニーが、組織犯罪や資金洗浄に利用されていることが問題視[154]された。

こうした状況から、組織的な詐欺や資金洗浄への対応や、企業登記局の改革の必要性が認識されるようになり、2023年にイギリス政府によって「第２次経済犯罪対策計画」[155]が策定された。この計画においては、経済犯罪を国家の安全保障と繁栄を脅かすものであるとした上で、それへの対応として、資金洗浄の抑制と犯罪資産の回収拡大[156]、クレプトクラシーへの対抗と制裁回避の抑制[157]、詐欺の抑制[158]、国際的な不正資金がイギリス

2026.

151）　*See* e. g. National Crime Agency, *National Strategic Assessment of Serious and Organised Crime* (2021), para 143.

152）　*See* e. g. Home Office, *Understanding organised crime 2015/2016: Estimating the scale and the social and ecomnomic costs* [2d edition] (2019), at 27.

153）　Department for Business, Energy & Industrial Strategy, *Corporate Transparency and Register Reform White Paper: Policy overview and response to final consultation* (2022), para 3.

154）　*See* e. g. Home Office and The Rt Hon Priti Patel MP, *G7 UNGASS statement* (2021), https://www.gov.uk/government/news/g7-ungass-statement, last accessed 15 May 2026.

155）　HM Government, *Economic Crime Plan 2* (2023).

156）　*Id.* paras 2.1–36.

157）　*Id.* paras 3.1–12.

158）　*Id.* paras 4.1–15.

に及ぼす脅威の軽減[159]、すべての対策の土台としてのシステム面の強化[160]に取り組むことが示された。

2023年法は、この計画の一環として制定されたものである。同法は、詐欺、資金洗浄、テロへの資金供与を含む経済犯罪を対象に、消費者および企業の保護の提供、経済犯罪に対する国家的な防御力の強化、合法的な企業活動の促進を目的[161]に成立した。企業への刑事責任の帰属の文脈に絞って見れば、第5章において、経済犯罪領域における特定の企業に対する刑事責任の帰属[162]、詐欺の防止過怠罪の導入[163]がそれぞれ規定されている。

2　具体的な内容

(1)　経済犯罪領域における拡大同一視モデル[164]の制定法化

2023年法は196条から198条にかけて、法人またはパートナーシップ（以下、「組織」とする）の「上級管理者」（senior manager）が、事実上もしくは明白な権限の範囲内で特定の犯罪を実行した場合に、組織自体の刑事責任を問うことを可能にしており[165]、これは、法人を「管理または運営する精神と意思」を体現する者の行為を法人の行為と同一視する理論モデルに依拠したもの[166]である。ここでの「特定の犯罪」とは、別表に記載されているもの、およびその未遂や共謀（conspiracy）のことを指す。また、このときの「上級管理者」とは、当該組織の活動の全部または実質的な部分がどのように管理または組織されるべきかについての意思決定において、

159）　*Id.* paras 5.1–6.
160）　*Id.* paras 6.1–20.
161）　*Explanatory Notes: Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023* (2023), para 4.
162）　Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023, ss 196–198.
163）　Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023, ss 199–206.
164）　本稿においては、従来の同一視モデルと区別する上で、「拡大同一視モデル」と定義する。
165）　*supra* note 161, para 823.
166）　*Id.* para 824.

またはそれらの活動の全部又は相当部分を現実に管理又は組織することにおいて、重要な役割を果たす個人を指し[167]、取締役会の構成員であるか否かを問わず、会社の取締役や、最高財務責任者（Chief Financial Officer）又は最高執行責任者（Chief Operating Officer）などのその他の上級役員も含まれる[168]。

(2) 詐欺における防止過怠モデルの導入

2023年法は、199条から206条にかけて、大規模な組織（large organisation）に対して、関連する行為者による、組織に事業上の利益をもたらすことを目的とした詐欺、または、組織の代理でサービスを提供する相手方に利益をもたらすことを目的とした詐欺について、詐欺の防止過怠罪を適用する旨を定めている[169]。もっとも、当該組織が詐欺の被害者である場合には、防止過怠罪は成立しない[170]。組織側の抗弁も制度化されており、状況に鑑みて期待される「合理的な措置」を講じていたことの立証、措置を講じないことが合理的であったことの立証のいずれかが組織に求められる[171]。本法についても「合理的な措置」のガイドライン[172]が用意されており、他の防止過怠罪と同様に、①トップレベルのコミットメント、②リスクアセスメント、③比例的な防止手続、④デューデリジェンス、⑤コミュニケーションとトレーニング、⑥モニタリングと見直しの6つが

167） Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023, s 196 (4) ; *See Id.* para 825.

168） *Id.* para 826.

169） Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023, s 199(1)-(2). なお、ここでいう「大規模な組織」は、①売上高3600万ポンド以上（親会社の場合には純売上高3600万ポンド以上または総売上高4320万ポンド以上）、②総資産1800万ポンド以上（親会社の場合には純資産1800万ポンド以上または総資産2160万ポンド以上）、③従業員数250人以上の3つの要件のうち、2つ以上を充足する組織であることが、201条1項、202条1項にそれぞれ定められている。

170） Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023, s 199(3).

171） Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023, s 199(4)-(5).

172） Home Office, *Economic Crime and Corporate Transparency Act 2023: Guidance to organisations on the offence of failure to prevent fraud.* (2024), at 20-37.

定められている。

㈣　2026年犯罪及び警察法250条

1　立法の背景

2026年犯罪及び警察法[173]に先立って、2023年にスナーク政権が拡大同一視モデルをすべての制定法の犯罪において導入する旨を表明[174]し、翌年実際に議会に提出された[175]ものの、総選挙によって保守党が敗北したことで廃案となった。その後総選挙において労働党が発表したマニフェストをもと[176]に、刃物犯罪と女性・女児に対する暴力の大幅な削減を中核的な目標とし、反社会的行為対策、武器規制、小売犯罪、児童の犯罪的・性的搾取対策、ストーキング、性犯罪、公共秩序、警察権限、犯罪収益没収、テロ対策などを包括的に再編・強化することを目的として、スターマー政権によって2025年に議会に提出され、2026年４月に国王裁可を受けて成立した。

企業の刑事責任の観点に絞れば、企業の大規模化と複雑さに対応するために、250条に、同一視モデルの適用対象をすべての制定法上の犯罪に拡大する旨が規定されている。

3　2026年法250条の具体的内容

2026年法の250条は、上でも述べた通り、同一視モデルの適用対象をすべての犯罪類型に拡大する旨を定めるものである。上級管理者の概念は2023年法におけるそれとほぼ同じ内容[177]である。注目すべきは、法人加害目的を考慮に入れていると思われる規定が見られる点である。組織ならばその行為に及ばなかったと判断される場合には、上級管理者の行為につ

173）　Crime and Policing Act 2026. 以下では、「2026年法」とする。

174）　BBC, *Focus on crime as Rishi Sunak sets out priorities in King's speech* (2023), https://www.bbc.com/news/uk-politics-67344714, last accessed 15 May 2026.

175）　Criminal Justice Bill 2024.

176）　House of Lords, *HL Bill 111 Explanatory notes* (2025), para 1.

177）　Crime and Policing Act 2026, s 250 (1); *Id.* paras 1444-1445.

いて組織に帰属されることはない[178]。

㈤　2023年法および2026年法250条に対する学説上の評価

2023年法は、経済犯罪に対する拡大同一視モデルの採用と詐欺における防止過怠モデルの採用の大きな特徴と言えるところ、拡大同一視モデルの採用については、上級管理者の概念を同一視の基準としたことで、1990年代以来同一視モデルが直面した、大規模な法人における法人と同一視できる自然人の特定までの障害の高さという問題を回避できるようになり、実務上の大きな進歩を見せたという評価[179]が与えられている。さらに、詐欺における防止過怠モデルの採用については、法人への刑事責任の帰属について、イギリスが長年抱えてきた制度上の抜け穴を塞ぐための第一歩であるという評価[180]や、企業の透明性や説明責任の向上につながるという見方[181]がある。また、本法は法人におけるコンプライアンス構築を促すもので、法人自身に上級管理者への教育や職務権限の明確な分掌といった対応を促す効果を持つという分析[182]もある。さらに、訴追延期合意制度と合わせて活用されることで、被害者に対する補償の促進[183]といった利点があると見られている。その一方で、同一視モデルの採用に際して上級管理者にまで対象を拡大した点について、実質的な代位責任であるという指摘[184]や、上級管理者という概念が制定法の文言上不明瞭で

178）　Crime and Policing Bill 2026, s 250（2）（b）.

179）　Max Hill, Hannah Thorpe and Alex Tivey, *Corporate criminal liability: a wider scope?*（2024）174 NLJ 8065.

180）　Kate Bridgland, Oliver Cooke and Richard Marshall, *The UK financial crime regime: fit for purpose?*（*Pt 3*）（2023）173 NLJ 8041.

181）　Hannah Harris and Liz Campbell, *Analysing the impact of the failure to prevent bribery offence on corporate compliance reporting in the United Kingdom – towards a better model of corporate accountability?*（2024）33 GLR 456, at 456–458.

182）　*supra* note 179, 180.

183）　*supra* note 179.

184）　Jeremy Horder, *Corporate criminal liability under the ECCTA 2023*（2025）LS 45, at 134–136.

あって確実性を欠くものであるという指摘[185]も存在する。また、防止過怠モデルの導入については、新たな責任追及のルートが生まれたとしても、捜査機関の人的資源や予算面から実効性に疑いがある[186]こと、同一視モデルとの併用という形態が取られることによって、不必要な複雑さを生じさせているということが指摘[187]されている。

また、2026年法については、2023年法においても指摘されていた上級管理者概念の曖昧さという問題を解消できておらず、理論上、実務上の重大な欠陥を抱えているという評価[188]が現段階では与えられている。もっとも、本法は2026年 4 月末に成立して間もないものである。それゆえに、議論の蓄積は未だ不十分であると言わざるを得ず、今後の議論の集積が待たれる。

五　結びにかえて

これまで見てきたように、イギリスにおいては、代位責任モデル、同一視モデルの 2 つが法人への刑事責任の帰責原理として機能し、犯罪類型によって使い分けられてきた。しかし、同一視モデルにつき、その限界が露呈したことから、そうした不備への対応、限界を打破する策として、重過失による故殺モデル、防止過怠モデル、拡大同一視モデルが派生していき、それぞれ犯罪類型ごとに使い分けられるという状況になっている。それを可能な限り平易になるよう図式化するとすれば、図 5 のように整理することができるだろう。

法人処罰の理論モデルは単独であっても複雑で難解であり、それが複数存在するとなれば混乱に陥るのは想像に難くない。本稿においては、図式化という半ば挑戦的なアプローチを通じて、イギリスの法人処罰立法の動

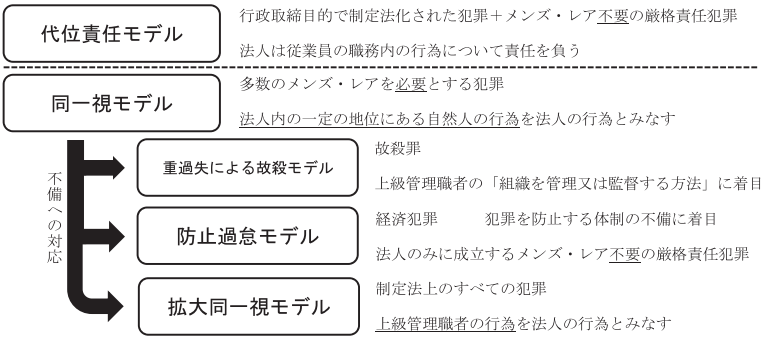
185）　*supra* note 179; *Id. at 134.*

186）　*supra* note 181.

187）　*supra* note 184, at 143.

188）　Jeremy Horder, *Corporate Criminal Liability Under the Crime and Policing Bill 2025: A Critique of the "Senior Manager" Regime* [2025] Crim LR 8, at 452.

図５　各帰責モデル間の関係性



向と理論モデルの分析および整理に取り組んだ。各理論モデルの正確性についてや、過度な単純化であるという批判は甘受するものとして、複数の理論モデルが乱立するイギリスの法人処罰論の状況の分析および整理という、本稿の目的は少なからず達成できたのではないだろうか。

ここまでの分析から日本への示唆を導くとするならば、①「重過失による故殺モデル」の導入可能性、②「防止過怠モデル」の導入可能性についてであろう。日本とイギリスの法人処罰論は、同一視モデルの限界の打破をスタート地点としている点で一致が見られる[189]ところ、同じ視座から生じた重過失による故殺モデルおよび防止過怠モデルは、日本の直面する問題点の解決という観点からは魅力的に映る。

しかし、「上級管理職者」の概念を導入したとしてもやはり、「上級管理職者」の特定の障壁は変わらず高いものであり、曖昧な表現も多いためにどこまでの実質化が許されるかが不明瞭という点は、非常にクリティカルなもののように思われる。

また、防止過怠モデルについて、組織と行為者の関係性に着目して捉え直す、監督原理（supervisory principle）という概念を持ち出す見解[190]もあり、

189）　同様の指摘として、川崎・前掲注67）、618頁。

190）　Jeremy Horder, Gabriele Watts, The Scope of Liability for Failure to Prevent Economic Crime［2021］Crim LR 10, at 864.

日本における法人処罰論との親和性もより高まりそうである。しかしながら、責任主義の貫徹を試みる日本の刑法学の立場に鑑みれば、厳格責任犯罪という形態がそのまま受け入れられるとは思えず、適用領域が経済犯罪のみに限定されているという点も見逃してはならないだろう。さらに、イギリスにおいては訴追延期合意制度が存在するために、結果として防止過怠モデルの運用にメリットがあるような外見を呈しているという指摘も存在する。

紙幅の都合上、本稿において訴追合意延期制度の詳細な状況や、制裁のあり方について言及することは叶わなかったものの、イギリスの法人処罰論の精緻な理解および日本への示唆の導出という観点からは、避けては通れない論点である。これらは、今後の課題とすることとしたい。

資料　条文試訳

以下は、2023年法と2026年法につき、法人処罰の理論モデルに関する規定を抜粋して翻訳したものである。あくまで試訳であり、定訳でないことに留意されたい。

■　2023年経済犯罪及び企業透明性法

第196条　経済犯罪に関する刑事責任の一定の団体への帰属

(1)　法人団体又はパートナーシップ（「組織」）の上級管理者が、本条の施行後に、実質的又は明らかな権限の範囲で関連する犯罪を実行した場合、組織もまたその犯罪について有罪となる。

(4)　本条において、

法人又はパートナーシップに関連する「上級管理者」とは

(a)　法人又は、（場合によっては）パートナーシップの活動の全体若しくはその実質的な部分の管理若しくは組織化についての意思決定、又は、

(b)　それらの活動の全体若しくは実質的な部分の実際の管理若しくは組織化について、重要な役割を果たす個人を意味する。

第199条　詐欺の防止不履行

(1)　大規模組織（第201条及び第202条参照）である関連団体は、当該団体の事業年度（「詐欺の事業年度」）において、当該団体と関係する者（「関係者」）が、以下のいずれかを直接的又は間接的に利する意図を持って詐欺を実行した場合、有罪となる。

(a)　当該関連団体、又は

(b)　当該関連団体の代わりに関係者がサービスを提供する者。

(2)　関連団体は、以下のような場合にも、第(1)項の犯罪について有罪となる。

(a)　当該関連団体の従業員が、関連団体に（直接的又は間接的に）利益をもたらす目的で詐欺を実行した場合、

(b)　詐欺が、当該関連団体の親会社の事業年度（「詐欺の事業年度」）

に実行された場合、及び、

(c) 親会社が大規模組織である関連団体である場合。

(3) ただし、当該団体自体が詐欺の被害者であったか、被害者となることを意図されていた場合には、当該団体は第(1)項(b)に基づく罪を犯したとはみなされない。

(4) 関連団体が、詐欺が実行された時点において、次のいずれかを立証することは、抗弁となる。

(a) 当該団体が、あらゆる状況を考慮して、Bに講じることが合理的に期待される防止の手続を講じていたこと、又は、

(b) あらゆる状況を考慮して、当該団体に防止の手続を講じることを期待することが合理的でなかったこと。

(5) (4)項において「防止の手続」とは、当該団体に関係する者が詐欺を実行することを防止するために設計された手続をいう。

(7) 本条の目的上、以下のいずれかに該当する場合、その者は当該団体と関連があるとみなされる。

(a) その者が当該関連団体の従業員、代理人若しくは子会社である場合、又は、

(b) その者がその他の方法で当該団体のために、若しくは当該団体に代わって業務を行う場合。

(8) 本条の目的上、その者が当該関連団体の子会社の従業員である場合にも、その者は当該関連団体と関連しているとみなされる。ただし、本項に基づき犯罪が成立するか否かを判断する目的においては、(1)項は、(b)号（及びその前の「又は」を含む。）を削除したものとみなして適用される。

■ 2026年犯罪及び警察法

第250条 上級管理職者の犯罪における団体及びパートナーシップの刑事責任

(1) 法人団体又はパートナーシップ（「組織」）の上級管理者が、本条の施行後に、その権限の実際の又は形式上の権限の範囲内で行動し、イン

グランド及びウェールズ、北アイルランド又はスコットランドの法律に定められた犯罪を実行した場合、組織もまたその犯罪について有罪となる。

(2) 以下の場合、組織は第(1)項によって犯罪を実行したものとはみなされない。

(b) 当該行為が、（上級管理者ではなく）当該組織によるものであったならば、当該組織はその犯罪を実行していなかったであろう場合。

(3) 本条において、

法人又はパートナーシップに関連する「上級管理者」とは、

(a) 法人又は、（場合によっては）パートナーシップの活動の全体若しくはその実質的な部分の管理若しくは組織化についての意思決定、又は、

(b) それらの活動の全体若しくは実質的な部分の実際の管理若しくは組織化について、重要な役割を果たす個人を意味する。

(4) 本条の規定によって、2023年経済犯罪及び企業の透明性に関する法律の以下の規定を削除する。

(a) 第196条から第198条まで（これらの条項の見出しを含む。）。

星　彪雅（ホシ　ヒュウガ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程
所属学会　日本刑法学会
専攻領域　日本刑法、イギリス刑法、ドイツ刑法